

旭区社会福祉協議会「災害用備蓄食料品購入」の入札について

令和3年2月 日

旭区社会福祉協議会「災害用備蓄食料品購入」にかかる入札を行いますので、次の要綱によりご参加ください。

記

1 案件名称

旭区社会福祉協議会「災害用備蓄食料品購入」

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 応募資格

次の掲げる事項すべてに該当し、本会がその資格を認めた者は入札に参加することができる。

- (1) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。別添「別紙」に準ずる。
- (2) その他入札参加に不相当と認められる者でないこと。

4 応募手続き

(1) 申込方法

別紙「入札参加申請書」(様式1)を旭区社会福祉協議会まで提出してください。

(FAX可、ただし必ず受信確認をしてください)

(2) 申請書交付場所

旭区社会福祉協議会窓口及びホームページ上

(3) 提出期日

令和3年2月22日(月)正午まで

(4) その他

資格通知は、令和3年2月24日付けで郵送します。

- #### 5 選定方法
- 入札書を開封し、仕様書の要件を満たしたうえで、入札金額が最も低い業者を落札業者とする。また、結果について連絡は、契約業者にのみとする。

6 見積書提出期日

令和3年3月4日（木）正午まで

※入札書・見積書を必ず定形内の封筒に入れ厳封し持参してください。

7 入札日・場所

(1) 日 時 令和3年3月5日（金）午前11時

(2) 場 所 旭区社会福祉協議会内

(3) その他 必ずしも入札に立会う必要はありません。同席される場合は担当まで連絡ください。入札結果は後日お知らせします。

8 その他

(1) 見積書には、経費を項目ごとに記載してください。

(2) 設置場所等現地見が必要な場合は事前に連絡のうえ日程を確認してください。

(3) 契約書においては、発注者と協議のうえ、落札者において契約書を作成してください。

9 問い合わせ先

大阪市旭区社会福祉協議会 地域支援担当 松本

TEL 06-6957-2200 FAX 6957-7282

特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 契約業者が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱(以下「要綱」という。)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 契約業者は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者(以下「入札等除外措置を受けている者等」という。)に、この契約の全部又は一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ。)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ。)させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また契約業者は、この契約の下請負若しくは受託させた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が、契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合又は要綱別表各号の措置要綱に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 契約業者は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請負人等の不当要求(以下、「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る当協議会監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する事務局長代理(以下、「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また契約業者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 契約業者は(3)に定める報告及び届出により、当協議会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 当協議会及び契約業者は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程に調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。